

今後の取り組み-① : 「経営革新等支援機関」

7

1. 発足の理念を念頭に、従来の活動を継続する。
2. 経済産業省認定「**経営革新等支援機関**」としてStep Up

経営革新等支援機関とは、

「事業計画を策定したい」「自社の財務内容や経営状況の分析を行いたい」「取引先を増やしたい・販売を拡大したい」など**多様化・複雑化する中小企業の抱える様々な経営課題を解決することを目的として、中小企業が安心して経営相談等を受けられるために、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し国が認定**することで、公的な支援機関として位置付けられています。

認定支援機関が取り組む事業例

- ① 中小企業会計啓発・普及セミナー
- ② ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金
- ③ 創業補助金申請(※締切期限あり)
 - ・地域需要創造型起業・創業促進事業
 - ・海外需要獲得型起業・創業促進事業
 - ・第二創業促進事業
- ④ 小規模事業者活性化補助金(補助上限額200万円)
- ⑤ 創業セミナー・産業振興センター、日本公庫との連携

認定証

特定非営利活動法人とうかつ経営支援グループ 殿

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、貴殿を20130228 関東第7号及び関財金1第145号により経営革新等支援機関として認定したことを証する

平成25年3月21日

経済産業大臣 茂木 敏充



内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

